

令和 6 年 9 月 4 日
文教・福祉常任委員会資料
福祉こども部障害福祉課
健康長寿部長寿生きがい課

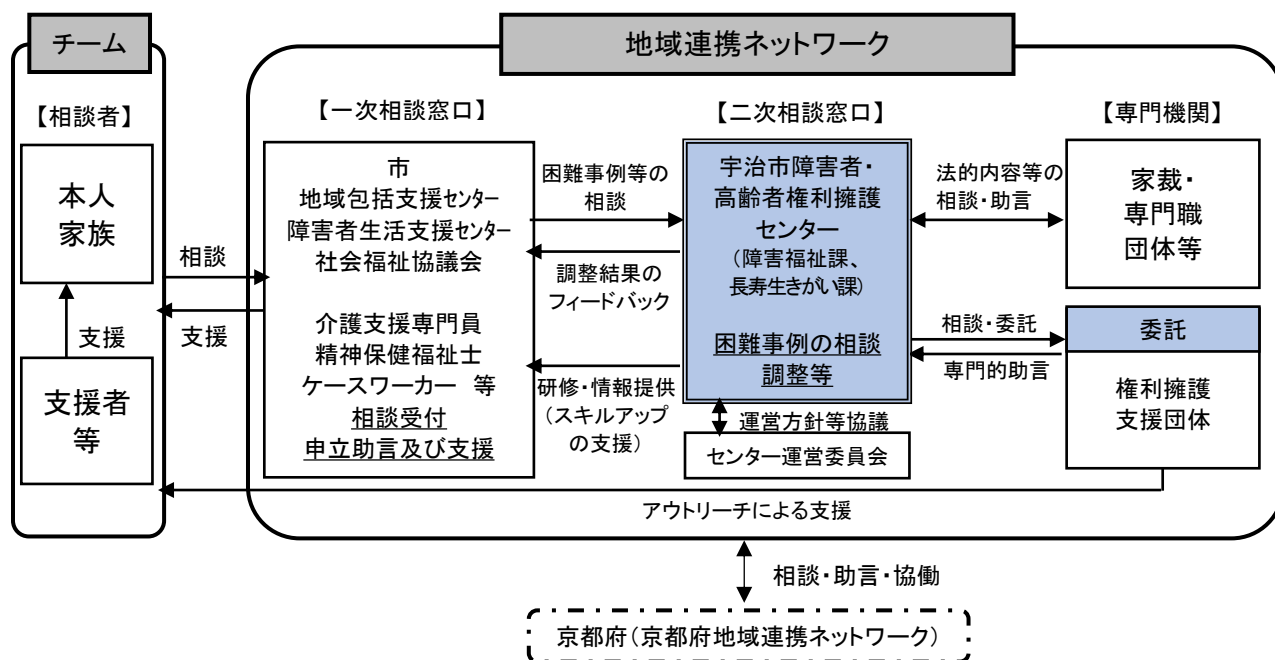
宇治市障害者・高齢者権利擁護センターの設置について

認知症、知的障害、精神障害などの理由で意思決定に支援を要する方の増加や権利擁護支援ニーズの多様化が見込まれるなか、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の取組強化を目的として、宇治市障害者・高齢者権利擁護センターを設置いたしますので報告します。

記

1. 名 称 宇治市障害者・高齢者権利擁護センター
2. 設置場所 健康長寿部長寿生きがい課内
3. 設 置 日 令和6年10月1日（火）
4. 業務内容
 - ・ 障害者生活支援センターや地域包括支援センター等への研修・相談支援
 - ・ 日常的な支援を行う権利擁護支援チームの形成支援
 - ・ 司法・福祉・地域団体等からなる地域連携ネットワークの整備
 - ・ 市民後見人養成講座の開催
 - ・ 権利擁護支援制度の周知・啓発
 - ・ センター運営委員会の開催

権利擁護に関する相談の流れ及び一次相談窓口、二次相談窓口の役割



【一次相談窓口の役割】

① 担当機関

市、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、社会福祉協議会（障害・高齢福祉事業所など、より身近な支援機関での対応を目指す）

② 主な役割

- ・ 成年後見制度についての基本的な説明や支援（申請方法などを含む）
- ・ 困難事例のポイント整理と二次相談窓口へのケース相談
- ・ 二次相談窓口での検討・調整結果を踏まえた相談者への対応

【二次相談窓口の役割】

① 担当機関

宇治市障害者・高齢者権利擁護センター

② 主な役割

- ・ 一次相談窓口から相談のあった困難事例への課題解決に向けた検討・調整
- ・ 課題解決に関する、専門機関への相談及び必要に応じたケース会議の開催
- ・ 検討、調整の結果の一次相談窓口へのフィードバック

【専門機関の役割】

- ・ 二次相談窓口で受けた困難ケース等について、必要に応じ専門相談を実施
- ・ 伴走支援が必要な場合に、アウトリーチによる支援を実施
- ・ 権利擁護に関する取組の推進のための支援（受任者調整会議等の開催、権利擁護支援チーム形成支援等）